

令和4年3月30日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
地域保健担当理事 長谷川太郎

高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします

日本医師会常任理事
江澤 和彦
(公印省略)

高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施について

今般、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和4年3月17日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、

- 緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域に指定された特定都道府県等においては、「集中的実施計画を策定し、感染多数地域の高齢者施設、保育所、幼稚園、小学校等の従業者等に対する検査の頻回実施を行う」
- 「感染が拡大している又は高止まりしている地域において」、高齢者施設や保育所、学校等で「クラスターが多発する場合には、地域の実情に応じ、職員に対する検査の頻回実施を行う」
- 「感染が収束傾向にある地域であっても、地域の実情に応じ、感染者が発生した場合に早期の幅広い検査を実施する」

とされたところです。これを踏まえ、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より都道府県等衛生主管部局宛てに、事務連絡が発出されました。

これまで、高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施については、「「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」（令和4年1月7日（令和4年2月18日一部改正）事務連絡）の発出に伴う対応等について」の周知について（令4.2.24 介158）」等において、お知らせしております。

今般の事務連絡では、集中的実施計画に基づく検査の対象施設について、先述した基本的対処方針の見直しを受け、地域の感染状況を踏まえ、高齢者施設等に加え、保育所や幼稚園、小学校等を対象とすることを改めて検討することとされております。

なお、令和4年3月21日をもって、全ての都道府県においてまん延防止等重点措置区域の指定が終了し、必ずしも、集中的実施計画に基づく検査を行う必要はなくなりますが、まん延防止等重点措置区域に指定されていない場合であっても、集中的実施計画を策定し、検査を実施することは可能とのことで

す。

また、集中的実施計画に基づく検査については、検査方法は、個別検体によるPCR検査、個別検体による抗原定量検査、検体プール検査法によるPCR検査、抗原定性検査などを定めること、検査頻度は、できる限り週に1回程度実施、それが困難な場合であっても、少なくとも2週間に1回程度実施すること等が示されております。